## 法人・事務局ニュース

### ◎感謝応援の品はお選びいただけましたか

緊急事態宣言の期間中、福祉施設に従事され奮闘されていた会員様に、感謝応援の品をお贈りさせて頂きましたが、お申込はお済みでしょうか。
まだお申込されていない会員様は、申込期限が迫ってきておりますので、お早めにお申込を完了して頂けますようお願い致します。

**申込期限：令和３年１月28日**

### ◎脱退届（020）の記入について

請求者住所のご記入について、建物名・マンション名は記入せず、部屋番号のみご記入してください。番地等の数字は、算用数字でご記入してください。番地等をつなぐ時は「ー」で記入してください。文字は、ひとマスに１文字でお願いします。

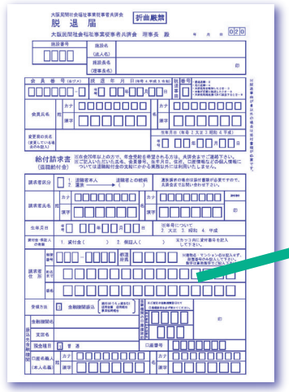

脱退届（020）の住所欄は、このようになっています。

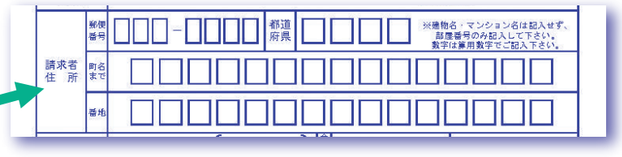


**良くない例**

数字が漢数字です。算用数字でご記入ください。

建物・マンション名は省略してください。

ひとマスに複数文字を記入されています。ひとマスには１文字記入してください。

**記入例**

番地等の数字は算用数字で記入されています。
建物・マンション名は省略しています。
「丁目・番地」や「の」や「空白（スペース）」ではなく、「ー」でつないでいます。
ひとマスに1文字で記入されています。

# 永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員（通算で15年・25年・35年に達した方）となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、御本人からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願い致します。

ホームページアドレス：http://www.kyosaikai.or.jp/index_1.html

※ご注意

○平成15年１月以降に退職された場合は、共済会に履歴がございますので、在籍（在会）を証明する書類の添付は不要です。

○平成15年１月より前に退職されていた場合は本会で確認できません。その場合、退職された法人へ、在籍（在会）していたことを証明する書類をお願いすることになります。

大阪民間社会福祉事業従事者共済会

永年会員に対する記念品贈呈規程

（目　的）

１．この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という。）の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

（永年会員）

２．永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。

(1)　共済会会員として通期で15年に達した者
(2)　共済会会員として通期で25年に達した者
(3)　共済会会員として通期で35年に達した者

ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

（記念品）

３．記念品の額は、次の表に定める基準とする。

| 永年会員 | 記　念　品 |
|---|---|
| 15年に達した者 | 50,000円相当の記念品 |
| 25年に達した者 | 70,000円相当の記念品 |
| 35年に達した者 | 100,000円相当の記念品 |

（贈呈の方法）

４．記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附　則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

### ◎記念品の発送方法が変更になっております。

これまで、退職者様で上記該当される方の記念品は、最終所属された施設長様宛に送付し、お渡しをお願い申し上げておりましたが、ご不便をおかけしていますことに鑑み、平成29年度後期から、当会から退職者様へ直接送付するよう変更させて頂きましたので再度ご案内申し上げます。